

下関市住民自治による まちづくりの推進に関する条例の概要

平成27年1月1日施行

条例制定の目的

「住民自治によるまちづくり」の基本理念、市民と市の役割、まちづくり協議会の設立や市の支援などに関する必要な事項を定めることによって、人と人のつながりを大切に、地域の力が発揮できるまちづくりを目指します。

基本理念

- ◆ 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めます。
- ◆ まちづくり協議会と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進します。



市の役割

市は、条例の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じます。

まちづくり協議会

- ◆ 設 立
 - ・ 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1つの協議会を設立することができます。
 - ・ 市民等は、協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出する必要があります。
- ◆ 役 割
 - ・ 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ります。
 - ・ 地区の身近な課題の解決、地域活性化のための方策やまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行います。
- ◆ 運 営
 - ・ 協議会は、市民等に開かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行います。

市の支援

市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内で財政上の支援その他の支援を行います。

(※市民等…市民、市民活動団体、市内の事業者、市内に勤務する者、市内の学校等に通う者)



下関市総合政策部地域支援課

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号
TEL.083-231-1261 FAX.083-231-1405
E-mail:sschiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>



みんなで作ろう！ 元気なしものせき



みんなできっしょにやろう

下関市のあらたなまちづくりが始まります

下関市では、魅力ある「元気な下関」を目指して「住民自治によるまちづくり」を推進していきます。

平成26年第3回下関市議会定例会において「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」が可決され、平成27年1月1日から施行されました。

このリーフレットでは、「住民自治によるまちづくり」の概要を紹介します。

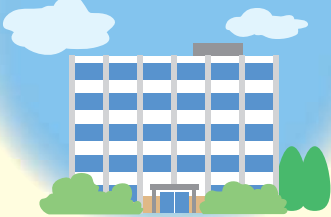


下関市

このまちが好きだから、みんなで、まちづくり!

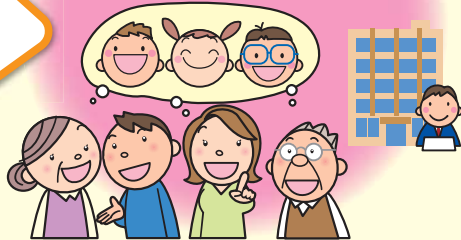
これまでのまちづくりは...

- ・行政主導
- ・市民参加



これからのまちづくりは...

- ・市民主体
- ・市民と行政の協働



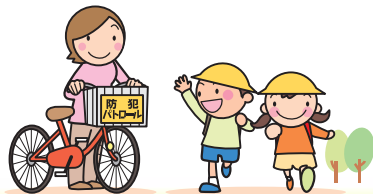
Q どうして「住民自治によるまちづくり」が必要なの?

A これからの厳しい財政状況の中で、少子高齢化や人口の減少など社会経済情勢の変化に対応し、魅力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。魅力ある「元気な下関」を実現していくには、市民の皆さんや市民活動団体、企業など多様な主体が参加し、課題を発見し解決する、また地域と行政とが連携し地域力を発揮できる仕組みづくりが必要となっています。

Q どんなことをするの? どんな効果があるの?

A 市民の皆さんの話し合いに基づき、概ね中学校区を範囲として「まちづくり協議会」を設立し、地域における課題の解決や地域活性化を目的として活動を行います。

地域が持つ本来の人と人のつながりを大切に、市民の皆さんが主体的に身近な地域課題の解決や地域活性化に取り組むことにより、地域の力を活かしたまちづくりをすることができます。多様性に富んだ下関市の個性を生かし、安全で安心なまち、暮らしやすいまちの実現が期待されます。



Q 「まちづくり協議会」って、なに? 市も応援してくれるの?

A 「まちづくり協議会」は、住民自治によるまちづくりを推進するために、それぞれの地区の市民の皆さんや市民活動団体、企業などが自主的・主体的に設立する任意の組織です。

市としても、参加と協働によるまちづくりを推進していくため、市内全域にまちづくり協議会の設立を促進するとともに、運営や活動に対しても財政支援・人的支援を行います。



まちづくり協議会のイメージ

